

食品産業振興に向けた支援方針策定に係る専門家会議設置要綱

31産労総企第367号
令和元年11月5日

(目的)

第1 東京都は、食品業界を取り巻く環境の変化に対して的確な対応を図るために、都内食品産業における中小企業の更なる振興に向けた支援方針の策定に資することを目的として「食品産業振興の支援方針策定に係る専門家会議」(以下「専門家会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2 専門家会議は、次の事項について意見交換を行う。

- (1) 東京の食品産業の現状・課題と今後目指すべき姿
- (2) 都内食品業界が更なる振興に向けて展開すべき事業や取組
- (3) (2)の実現に向けて、東京都が取り組むべき食品産業支援のあり方
- (4) その他、専門家会議の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3 専門家会議は、局長が別途委嘱する委員をもって構成する。

2 専門家会議は、必要に応じて委員以外の者を専門家会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(委員の任期)

第4 委員の任期は、第3の規定により委嘱を受けた日から当該年度末までとする。
ただし、再任を妨げない。

(召集)

第5 専門家会議は、局長が招集する。

(事務局)

第6 専門家会議の事務局は、東京都産業労働局総務部企画計理課とする。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、専門家会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年11月5日から施行する。